

日本国とスイス連邦との間の自由な貿易及び経済上の連携に
関する協定の説明書

外
務
省

目次

一	概説	一
1	協定の成立経緯	一
2	協定締結の意義	一
二	協定の内容	一
1	総則(第一章)	一
2	物品の貿易(第二章)	二
3	税関手続及び貿易円滑化(第三章)	三
4	衛生植物検疫措置(第四章)	四
5	強制規格、任意規格及び適合性評価手続(第五章)	四
6	サービスの貿易(第六章)	五
7	自然人の移動(第七章)	六
8	電子商取引(第八章)	七
9	投資(第九章)	八
10	競争(第十章)	一〇
11	知的財産(第十一章)	一〇
12	政府調達(第十二章)	一二
13	経済関係の緊密化(第十三章)	一二
14	紛争解決(第十四章)	一三
15	協定の運営(第十五章)	一三

16	最終規定（第十六章）	一三
17	附属書	一四
18	実施取極	一八
三	協定の実施のための国内措置	一八

一 概説

1 協定の成立経緯

平成十九年（二千七年）一月の我が国とスイス連邦との間の電話首脳会談において、二国間の経済連携協定の締結に向けた交渉を開始することが決定され、同年五月から両国間で交渉が行われた結果、協定案文について最終的合意をみるに至ったので、本年二月十九日に東京において、我が方中曾根弘文外務大臣と先方ドリス・ロイタード副大統領兼経済大臣との間でこの協定の署名が行われた。

2 協定締結の意義

この協定は、我が国とスイス連邦との間で物品及びサービスの貿易の自由化及び円滑化並びに資本の自由な移動を促進し、両国間の経済活動の連携を強化するとともに、自然人の移動、競争、知的財産等の幅広い分野での協力を強化するものである。この協定の締結によって、我が国とスイス連邦との間の貿易の自由化及び円滑化が促進され、また、幅広い分野において互恵的な経済連携が構築されることを通じ、両国経済が一段と活性化され、ひいては両国関係全般が一層緊密化されることが期待される。

二 協定の内容

この協定は、前文、本文百五十四箇条及び末文並びに協定の不可分の一体を成す附属書から成っている。また、この協定に関連し、実施取極が作成されている。それらの概要は、次のとおりである。

1 総則（第一章）

- (1) 協定の目的について定める。（第一条）
- (2) 協定の適用範囲について定める。（第二条）
- (3) 協定における用語の一般的定義について定める。（第三条）
- (4) 各締約国は、法令等であって、協定の運用に関連するものを速やかに公表し、又は公に利用可能なものとする等について定める。（第四条）
- (5) 一方の締約国は、自国の法令に従い、他方の締約国が協定に従って秘密のものとして提供した情報の秘密性を保持すること等に

ついて定める。(第五条)

(6) 協定における規定であつて、租税に係る課税措置に関連を有するもの等について定める。(第六条)

(7) 両締約国は、世界貿易機関設立協定等に基づく権利及び義務を再確認する旨定める。(第七条)

(8) 協定が協定に規定する権利及び義務に悪影響を及ぼさない限りにおいて、特恵的な協定の維持又は設定を妨げないこと等について定める。(第八条)

(9) 両締約国は環境に関する产品及び環境関連サービスの貿易及び普及を奨励する旨定める。(第九条)

(10) 両締約国政府は、協定の特定の規定を実施するための詳細及び手続を定める別の取極を締結する旨定める。(第十条)

2 物品の貿易(第二章)

(1) 第二章における用語の定義について定める。(第十一条)

(2) 第二章の適用範囲について定める。(第十二条)

(3) 両締約国の関税地域間で取引される物品の分類は、統一システムに適合したものとする旨定める。(第十三条)

(4) 一方の締約国は、千九百九十四年のガット第三条の規定の例により、他方の締約国の関税地域の産品に対して内国民待遇を与える旨定める。(第十四条)

(5) 一方の締約国は、当該一方の締約国及び他方の締約国の原産品であつて、当該他方の締約国の関税地域から輸入されるものについて、附属書一の自国の表に定める条件に従つて、輸入関税を撤廃し、又は引き下げる旨定めるとともに、特定の産品に関する自国の実行最恵国税率が、当該産品と同じ関税品目に分類される原産品について附属書一の自国の表に従つて適用される税率より低い場合には、各締約国は、当該原産品について、その低い税率を適用すること等について定める。(第十五条)

(6) いずれの一方の締約国も、自国の関税地域から他方の締約国の関税地域に輸出される産品について、いかなる輸出関税も新設し、又は維持してはならない旨定める。(第十六条)

(7) 関税評価協定第一部の規定は、両締約国の関税地域間で取引される物品の課税価額の決定について準用する旨定める。(第十七条)

(8) 一方の締約国は、他方の締約国の関税地域の産品の輸入等について、輸入関税及び輸出関税以外の禁止又は制限であつて、世界貿易機関設立協定の関連規定に基づく義務に適合しないものを、自国の関税地域において新設し、又は維持しないことを確保する旨定める。(第十八条)

(9) 附属書一に別段の定めがある場合を除くほか、農業協定附属書一に掲げる農産品について、いずれの締約国の関税地域においても、いかなる輸出補助金も新設され、又は維持されてはならない旨定める。(第十九条)

(10) 二国間セーフガード措置について定める。(第二十条)

(11) 第二章のいかなる規定も、締約国が国際収支上の目的のために措置をとることを妨げるものと解してはならないこと等について定める。(第二十一条)

(12) 第二章の規定に関する一般的例外及び安全保障のための例外について定める。(第二十二条)

(13) 原産地規則に関する規定については、附属書二で定める旨定める。(第二十三条)

(14) 合同委員会は、協定の効力発生の日に、物品の貿易のための運用上の手続規則を採択する旨定める。(第二十四条)

(15) 両締約国は、第二章の規定及び附属書一の両締約国の表についての一般的な見直しを協定が効力を生ずる暦年の後五年目の年に行うこと等について定める。(第二十五条)

3 税関手続及び貿易円滑化(第三章)

(1) 第三章の適用範囲について定める。(第二十六条)

(2) 第三章における用語の定義について定める。(第二十七条)

(3) 各締約国は、自国の関税法令に関して一般に利用されるすべての関連情報を、いかなる利害関係者についても、容易に利用可能なものとすることを確保すること等について定める。(第二十八条)

(4) 両締約国は、予見可能であり、かつ、一貫性及び透明性のある方法でそれぞれの税関手続を適用すること等について定める。(第二十九条)

(5) 各締約国は、物品の一時輸入のための通関手帳に関する通関条約に従い、両締約国の関税地域間で取引される物品の一時輸入の

ための手続を引き続き容易にする。(第三十条)

- (6) 両締約国は、実施取極第二章で定めるところにより、税関手続の分野において協力し、及び情報を交換する旨定める。(第三十一条)

- (7) 第三章の規定を効果的に実施し、及び運用するため、原産地規則、税関手続及び貿易円滑化に関する小委員会は、その任務を遂行する旨定める。(第三十二条)

4 衛生植物検疫措置(第四章)

- (1) 第四章の適用範囲について定める。(第三十三条)

- (2) 衛生植物検疫措置の適用に関する協定は、衛生植物検疫措置に関する両締約国の権利及び義務について適用する旨定める。(第三十四条)

- (3) 両締約国は、衛生植物検疫措置の適用から生ずることがある特定の問題を明らかにし、及びこれに取り組むため、科学に立脚した協議を行う旨定める。(第三十五条)

- (4) 第十四章の規定は、第四章の規定については、適用しない旨定める。(第三十六条)

5 強制規格、任意規格及び適合性評価手続(第五章)

- (1) 第五章の適用範囲について定める。(第三十七条)

- (2) 両締約国は、強制規格、任意規格及び適合性評価手続の分野において協力する旨定める。(第三十八条)

- (3) 一方の締約国は、強制規格、任意規格及び適合性評価手続に関する他方の締約国からの妥当な照会に応じること等を行う照会所を指定する旨定める。(第三十九条)

- (4) 一方の締約国は、他方の締約国における適合性評価手続が自国の適合性評価手続と異なる場合においても、可能なときは、当該他方の締約国における適合性評価手続の結果を受け入れることを確保すること等について定める。(第四十条)

- (5) 強制規格、任意規格及び適合性評価手続に関する小委員会の設置及びその任務等について定める。(第四十一条)

- (6) 第十四章の規定は、第五章の規定については、適用しない旨定める。(第四十二条)

6 サービスの貿易（第六章）

- (1) 第六章の適用範囲について定める。（第四十三条）
- (2) 第六章における用語の定義について定める。（第四十四条）
- (3) サービス貿易一般協定第七条の規定に従ってとる措置を妨げることなく、かつ、自国の留保に係る表において別段の留保を行わない限り、一方の締約国は、サービスの提供に影響を及ぼすすべての措置に関し、他方の締約国のサービス及びサービス提供者に対し、第三国の同種のサービス及びサービス提供者に与える待遇よりも不利でない待遇を即時かつ無条件に与える（ただし、締約国によって締結され、及びサービス貿易一般協定第五条又は第五条の二の規定に従って通報される他の協定に基づいて与える待遇については、適用しない。）旨定める。（第四十五条）
- (4) 一方の締約国は、市場アクセスに関し、他方の締約国のサービス及びサービス提供者に対し、第五十七条に規定する自国の留保に係る表に従って待遇を与える旨定める。（第四十六条）
- (5) 第五十七条に規定する自国の留保に係る表において別段の留保を行わない限り、一方の締約国は、他方の締約国のサービス及びサービス提供者に対し、自国の同種のサービス及びサービス提供者に与える待遇よりも不利でない待遇を与える旨定める。（第四十七条）
- (6) 各締約国は、一般に適用されるすべての措置であってサービスの貿易に影響を及ぼすものが合理的、客観的かつ公平な態様で実施されることを確保すること等について定める。（第四十八条）
- (7) 一方の締約国は、サービス提供者に対し許可、免許又は資格証明を与えるための自国の関連する基準の全部又は一部を適用する上で、他方の締約国において得られた教育若しくは経験、満たされた要件又は与えられた免許若しくは資格証明を承認するよう求める当該他方の締約国の要請に対して妥当な考慮を払うこと等について定める。（第四十九条）
- (8) 一方の締約国の特定の約束であって、サービスを提供する他方の締約国の自然人の移動に影響を及ぼす措置に適用されるものについては、附属書八に定める旨定める。（第五十条）
- (9) 締約国は、自国の区域内の独占的なサービス提供者が関連する市場において独占的なサービスを提供するに当たり、第四十五条

から第四十七条までの規定に基づく自国の義務に反する態様で活動しないことを確保する旨定める。(第五十一条)

- (10) 一方の締約国は、他方の締約国の要請に応じ、サービス提供者の一定の商慣習を撤廃することを目的として協議する旨定める。
(第五十二条)

- (11) 締約国は、第五十四条に規定する場合を除くほか、サービスの貿易に関連する經常取引及び資本取引のための資金の国際的な移転及び支払に対して制限を課してはならない旨定める。(第五十三条)

- (12) 国際収支及び対外支払に関して重大な困難が生じている場合等には、締約国は、一定の要件の下、サービスの貿易に対する制限を課し、又は維持することができる旨定める。(第五十四条)

- (13) 第六章の規定に関する一般的例外について定める。(第五十五条)

- (14) 第六章の規定に関する安全保障のための例外について定める。(第五十六条)

- (15) 第四十五条から第四十七条までに規定する締約国の留保に係る表は、附属書三に定める旨定める。(第五十七条)

- (16) 締約国が自国の留保に係る表を修正するための手続について定める。(第五十八条)

- (17) 各締約国は、一般に適用されるすべての措置であつて第六章の規定の運用に関連を有するもの等を速やかに公表する旨定める。
(第五十九条)

- (18) 両締約国は、少なくとも二年に一回、附属書三に定める両締約国の留保に係る表の見直しを行う旨定める。(第六十条)
- (19) 附属書三から附属書七までは、第六章の不可分の一部を成す旨定める。(第六十一条)

7 自然人の移動(第七章)

- (1) 第七章の適用範囲について定める。(第六十二条)

- (2) 第七章の一般原則について定める。(第六十三条)

- (3) 第七章における用語の定義について定める。(第六十四条)

- (4) 一方の締約国は、第七章の規定等に従つて、他方の締約国の自然人に対し、入国及び一時的な滞在を許可する旨定める。(第六十五条)

- (5) 各締約国は、附属書八に定める自国の特定の約束の対象となる自然人に関する情報を公に利用可能なものとする旨定める。(第六十六条)
 - (6) 一方の締約国の権限のある当局は、他方の締約国の自然人のために提出される入国の許可及び一時的な滞在の許可等に関し、これらの申請の審査を遅滞なく行う旨定める。(第六十七条)
 - (7) 一部の規定を除くほか、この協定のいかなる規定も、出入国管理に関する法令に基づく措置に関して締約国に義務を課するものではない旨定める。(第六十八条)
 - (8) 第七章の規定の適用上、第五十五条及び第五十六条の規定を準用する旨定める。(第六十九条)
- 8 電子商取引(第八章)
- (1) 第八章の適用範囲について定める。(第七十条)
 - (2) 第八章の一般規定を定める。(第七十一条)
 - (3) 第八章における用語の定義について定める。(第七十二条)
 - (4) 一方の締約国は、他方の締約国のデジタル・プロダクトに対し、自国又は第三国の同種のデジタル・プロダクトに与える待遇よりも不利な待遇を与える措置を採用し、又は維持してはならない旨定める。(第七十三条)
 - (5) 各締約国は、電子商取引を規律する自国の措置が、電子的に送信されるサービスの提供について他の手段により提供される同種のサービスの提供との間で差別するものとならないことを確保する旨定める。(第七十四条)
 - (6) 各締約国は、第五十七条及び第九十条に規定する自国の留保に係る表において別段の留保を行わない限り、電子商取引を不当に禁止し、又は制限する措置を採用し、又は維持してはならない旨定める。(第七十五条)
 - (7) 両締約国は、電子的な送信に対して関税を賦課しないという現在の慣行を世界貿易機関の枠組みにおいて拘束力を有するものとするよう協力する旨定める。(第七十六条)
 - (8) 各締約国は、電子商取引に影響を及ぼす自国のすべての措置が、透明性のある、客観的、合理的かつ公平な態様で実施され、及び必要以上に大きな負担とならないことを確保するよう努める旨定める。(第七十七条)

- (9) いずれの締約国も、電子署名に関して、電子的な取引の当事者が、当該取引等のための適切な電子署名の方式を相互に決定することを禁止する法令等を採用し、又は維持してはならない旨定める。(第七十八条)
 - (10) 各締約国は、貿易実務に係る文書のすべてについて、公衆による電子的な形式での利用を可能なものとするよう努めること等について定める。(第七十九条)
 - (11) 両締約国は、電子商取引のための消費者の保護に関する措置等を採用し、及び維持する重要性を認識すること等について定める。(第八十条)
 - (12) 各締約国は、電子商取引を規律する規制の枠組みにより、産業界の主導による電子商取引の発展が支援されることを確保するよう努めること等について定める。(第八十一条)
 - (13) 両締約国は、特に中小企業が電子商取引の利用に当たり直面する障害を特定し、及び克服するために協力すること等について定める。(第八十二条)
 - (14) 第八章の規定の適用上、第二十二条、第五十五条及び第五十六条の規定を準用する旨定める。(第八十三条)
- 9 投資(第九章)
- (1) 第九章の適用範囲について定める。(第八十四条)
 - (2) 第九章における用語の定義について定める。(第八十五条)
 - (3) 一方の締約国は、他方の締約国の投資家の投資財産に対し、公正かつ衡平な待遇並びに十分な保護及び保障を与えること等について定める。(第八十六条)
 - (4) 一方の締約国は、他方の締約国の投資家の投資活動に関連し、当該投資家及びその投資財産に対し、同様の状況において自国の投資家及びその投資財産に与える待遇よりも不利でない待遇を与える旨定める。(第八十七条)
 - (5) 一方の締約国は、他方の締約国の投資家の投資財産に関連し、当該投資家及びその投資財産に対し、同様の状況において第三国の投資家及びその投資財産に与える待遇よりも不利でない待遇を与える旨定める。(第八十八条)
 - (6) 一方の締約国は、自国の区域に向けた又は自国の区域からのすべての資金の移転であって、自国の区域内にある他方の締約国の

- 投資家の投資財産に関連するものが、遅滞なく、かつ、自由に行われることを確保すること等について定める。(第八十九条)
- (7) 第八十七条、第八十八条及び第九十六条の規定は、附属書九の留保に係る表に記載する措置がこれらの規定に適合しない限りにおいて適用しないこと等について定める。(第九十条)
- (8) いずれの一方の締約国も、公共の利益を目的とするものであること等のすべての条件を満たす場合を除くほか、自国の区域内において、他方の締約国の投資家の投資財産の収用等を実施してはならないこと等について定める。(第九十一条)
- (9) 一方の締約国は、武力紛争等により、自国の区域内にある投資財産に関して損失又は損害を被った他方の締約国の投資家に対し、原状回復等の解決方法に関し、自国の投資家又は第三国の投資家に与える待遇よりも不利でない待遇を与える旨定める。(第九十二条)
- (10) 締約国の保険者による請求権代位について定める。(第九十三条)
- (11) 一方の締約国と他方の締約国の投資家との間の投資紛争の解決手続について定める。(第九十四条)
- (12) 第九章の規定に関する一般的例外及び安全保障のための例外について定める。(第九十五条)
- (13) 第九章の規定の適用上、世界貿易機関設立協定附属書一A貿易に関する投資措置に関する協定附属書の規定は、必要な変更を加えた上で、協定に組み込まれる旨定める。(第九十六条)
- (14) いずれの締約国も、国際収支及び対外支払に関して重大な困難が生じている場合等には、投資財産に関連する国境を越える資本取引並びに投資財産に関連する支払及び資金の移転に関する制限的な措置を採用し、又は維持することができること等について定める。(第九十七条)
- (15) 附属書六の第六条の規定は、第九章の規定について準用する旨定める。(第九十八条)
- (16) 第八十七条のいかなる規定も、一方の締約国が、他方の締約国の投資家による投資財産の設立に関連して特別な手続を定める措置を採用し、又は維持することを妨げるものと解してはならないこと等について定める。(第九十九条)
- (17) 第九章における租税に係る課税措置の扱いについて定める。(第一百条)
- (18) 両締約国は、健康等に関する国内措置の緩和等を通じて投資活動を奨励することが適当でないことを認めること等について定め

る。(第百一条)

(19) 両締約国は、法的枠組み等であつて、投資に関する他の国際協定に基づく両締約国の約束に適合するものについて、この協定の発効の日の後三年以内に、その後は一定の間隔で見直しを行う旨定める。(第百二条)

10 競争(第十章)

(1) 各締約国は、自国の法令に従い、反競争的行為に対して適当と認める措置をとること等について定める。(第百三条)

(2) 両締約国は、それぞれ自国の法令に従い、かつ、自己の利用可能な資源の範囲内で、両締約国の競争当局間の協力関係の進展を通じて各締約国の競争法令の効果的な執行に寄与等するため、反競争的行為に対する取組に関して協力する旨定める。(第百四条)

(3) 第百四条の規定に基づくすべての関係手続が行われた後、一方の締約国が反競争的行為により引き起こされた貿易上の悪影響が残っていると認める場合には、当該一方の締約国は、他方の締約国に対し合同委員会において協議するよう要請することができる旨定める。(第百五条)

(4) 第五条1及び第十四章の規定は、第十章の規定については、適用しないこと等について定める。(第百六条)

11 知的財産(第十一章)

(1) 第十一章に関する一般規定を定める。(第百七条)

(2) 一方の締約国は、貿易関連知的所有権協定第三条及び第五条の規定に従い、知的財産の保護に関し、他方の締約国の国民に内国民待遇を与える旨定める。(第百八条)

(3) 一方の締約国は、貿易関連知的所有権協定第四条及び第五条の規定に従い、知的財産の保護に関し、他方の締約国の国民に最恵国待遇を与える旨定める。(第百九条)

(4) 各締約国は、知的財産の保護に関する制度の効率的な運用を確保するため、知的財産に関する自国の行政上の手続の効率を向上させるための適切な措置をとる旨定める。(第百十条)

(5) 各締約国は、知的財産権の取得について権利が登録等される必要がある場合には、権利の取得のための実体的な条件が満たさ

- れていることを条件として、保護期間が不当に短縮されないように、登録等のための手続を合理的な期間内に行うことを確保すること等について定める。(第百十一条)
- (6) 各締約国は、知的財産の保護に関する制度の運用における透明性を一層促進するため、自国の法令に従って可能な範囲において、一定の事項を行う旨定める。(第百十二条)
- (7) 両締約国は、知的財産の保護についての啓発を促進するための必要な措置をとる旨定める。(第百十三条)
- (8) 各締約国が著作権及び関連する権利に関して負う義務について定める。(第百十四条)
- (9) 各締約国が商標に関して負う義務について定める。(第百十五条)
- (10) 各締約国が意匠に関して負う義務について定める。(第百十六条)
- (11) 各締約国が特許に関して負う義務について定める。(第百十七条)
- (12) 各締約国は、千九百九十一年のUPOV条約に定めるものと同じ水準の保護をすべての植物の種類の新品種に対して与える旨定める。(第百十八条)
- (13) 各締約国が地理的表示等に関して負う義務について定める。(第百十九条)
- (14) 各締約国が不正競争行為に関して負う義務について定める。(第百二十条)
- (15) 各締約国が販売承認手続における試験データの取扱いに関して負う義務について定める。(第百二十一条)
- (16) 各締約国は、不正使用及び違法な複製に係る問題に対処する公的又は私的な諮問機関の設置を奨励すること等を行うよう努める旨定める。(第百二十二条)
- (17) 各締約国は、自国の税関当局が、自国の関税地域に輸入されようとしている物品等であって、特許権等を侵害するものの解放を職権により国境で停止することに関する手続を定めること等について定める。(第百二十三条)
- (18) 各締約国は、侵害活動を行っていることを知りつつ当該侵害活動を行った者等による権利者の知的財産権の侵害に起因して当該権利者が被った損害を補償するために適当な賠償を請求する権利を当該権利者が有することを確保すること等について定める。(第百二十四条)

(19) 各締約国は、少なくとも故意により商業的規模で行われる特許権の侵害等に関し、当該行為について適用される刑事上の手続及び刑罰を定めること等について定める。(第二百二十五条)

(20) 各締約国は、インターネット・サービス・プロバイダが情報送信者との契約により自己のインターネット・ウェブサイトに掲載したコンテンツにより、権利者の知的財産権が侵害されるとの主張が行われる場合には、一定の条件の下で、当該インターネット・サービス・プロバイダが当該コンテンツの削除について不当な責任を負うことを防止するための措置を定めること等について定める。(第二百二十六条)

(21) 両締約国は、知的財産の分野において協力すること等について定める。(第二百二十七条)

(22) 知的財産に関する小委員会の設置及びその任務等について定める。(第二百二十八条)

(23) 第十一章の規定の適用上、貿易関連知的財産協定第七十三条の規定は、必要な変更を加えた上で、この協定の一部を成す旨定める。(第二百二十九条)

12 政府調達(第十二章)

(1) 政府調達に関する両締約国の権利及び義務については、政府調達協定によって規律すること等について定める。(第三百三十一条)

(2) 各締約国は、政府調達に関するすべての事項について両締約国間の連絡を円滑にするため、照会所を指定する旨定める。(第三百三十一条)

(3) 両締約国は、各締約国の政府調達の制度に関する相互の理解を高めること等を目的として、合同委員会において協議すること等について定める。(第三百三十二条)

13 経済関係の緊密化(第十三章)

(1) 両締約国は、両締約国の産業界による貿易及び投資活動の促進に関する問題に取り組むため、必要に応じて協議する旨定める。(第三百三十三条)

(2) 経済関係の緊密化に関する小委員会の設置及びその任務等について定める。(第三百三十四条)

- 14
- (3) 第四百四十九条の規定に基づいて指定される連絡部局は、第十三章の規定の実施に関し、実施取極第四章で定める任務を遂行する旨定める。(第三百三十五条)
- (4) 第十四章の規定は、第十三章の規定については、適用しない旨定める。(第三百三十六条)
- 紛争解決(第十四章)
- 15
- (1) 第十四章に関する一般規定を定める。(第三百三十七条)
- (2) 第十四章の適用範囲について定める。(第三百三十八条)
- (3) 一方の締約国は、他方の締約国がとつた措置がこの協定に反する等と認める場合には、当該他方の締約国に対し協議を要請することができる旨定める。(第三百三十九条)
- (4) いずれの締約国も、あつせん、調停又は仲介を随時要請することができること等について定める。(第四百十条)
- (5) 仲裁裁判所の設置及び仲裁人の任命等について定める。(第四百十一条)
- (6) 仲裁裁判所の任務について定める。(第四百十二条)
- (7) 仲裁裁判手続について定める。(第四百十三条)
- (8) 仲裁裁判手続の停止又は終了について定める。(第四百十四条)
- (9) 仲裁裁判所の裁定の実施について定める。(第四百十五条)
- (10) 仲裁裁判所の費用の負担について定める。(第四百十六条)
- (11) 第十四章に規定するいかなる期間も、両締約国の合意により変更することができる旨定める。(第四百十七条)
- 協定の運営(第十五章)
- 16
- (1) 両締約国の上級職員を共同議長とする合同委員会の設置及びその任務等について定める。(第四百十八条)
- (2) 各締約国は、両締約国間の連絡を円滑にするため、連絡部局を指定する旨定める。(第四百十九条)
- 最終規定(第十六章)
- (1) 協定の目次並びに協定中の章及び条の見出しは、引用上の便宜のためにのみ付されたものであつて、協定の解釈に影響を及ぼ

すものではない旨定める。(第百五十条)

(2) 協定の附属書及び注釈は、協定の不可分の一部を成す旨定める。(第百五十一条)

(3) 協定の改正について定める。(第百五十二条)

(4) 協定の効力発生について定める。(第百五十三条)

(5) 協定の終了について定める。(第百五十四条)

17 附属書

(1) 両締約国の輸入関税の撤廃及び引下げの実施日程等について定める。(附属書一)

これらの概要は次のとおりである。

イ 我が国による輸入関税の撤廃等の概要

(イ) 措置の内容及び対象品目

品目数では、全約九千四十品目のうち、協定の発効時に輸入関税を撤廃するものは約七千二百品目、一定の経過期間を経た後に輸入関税を撤廃するものは約六百四十品目、輸入関税の引下げ等その他の扱いとなるものが約千百九十品目になる。

分野別では、鉱工業品約六千六百五十品目のうち、約百四十品目を除くものについて輸入関税を撤廃し、農林水産品約二千三百八十品目のうち、約千五十品目を除くものについて輸入関税を撤廃する。輸入関税の撤廃が困難なものについては、輸入関税の引下げ、関税割当の設定又は除外品目の各分類で対応する。

(ロ) 主要品目の概要

- ・ ほぼすべての鉱工業品について、輸入関税を即時撤廃する。
- ・ インスタントコーヒー、アロマオイル、食品添加物（ペクチン）等について、輸入関税を即時撤廃する。
- ・ ワイン（ボトル）について、協定発効後九年間で輸入関税を撤廃する。
- ・ 一部のスイス特産のナチュラルチーズについて、関税割当を設定する（枠内税率は現行関税率を五年間で半減する。関税割当数量は、一年目の六百トンから毎年四十トンずつ拡大し、十一年目及びそれ以降の各年は千トン）。

・ チョコレートについて、関税割当を設定する（枠内税率は八パーセント、関税割当数量は毎年千五百トン）。

ロ スイスによる輸入関税の撤廃等の概要

(イ) 措置の内容及び対象品目

品目数では、全約八千三百七十品目のうち、協定の発効時に輸入関税を撤廃するものは約六千六百二十品目、輸入関税の引下げ等その他の扱いとなるものが約千七百五十品目になる。

分野別では、鉱工業品約五千八百品目すべてについて輸入関税を撤廃し、農林水産品約二千五百六十品目のうち約千七百五十品目を除くものについて輸入関税を撤廃する。輸入関税の撤廃が困難なものについては、輸入関税の引下げ、関税割当の設定又は除外品目の各分類で対応する。

(ロ) 主要品目の概要

- ・ すべての鉱工業品について、輸入関税を即時撤廃する。
- ・ 清酒、盆栽、長いも、メロン、干し柿、味噌について、輸入関税を即時撤廃する。

(2) 原産地規則について定める。（附属書二）

(3) 各締約国のサービスに係る留保について定める。（附属書三）

これらの概要は、次のとおりである。

イ 我が国による留保

サービス及びサービス提供者に関する最恵国待遇について、貨物利用運送事業等の分野において三の現行の措置に関する留保を行っているほか、エネルギー産業等の分野において五の将来の措置に関する留保を行っている。また、サービス及びサービス提供者に関する市場アクセスについて、自動車整備業等の分野において四十三の現行の措置に関する留保を行っているほか、航空宇宙産業等の分野において十八の将来の措置に関する留保を行っている。さらに、サービス及びサービス提供者に関する内国民待遇について、農林水産業及び関連するサービス等の分野において二十三の現行の措置に関する留保を行っているほか、航空宇宙産業等の分野において十九の将来の措置に関する留保を行っている。

ロ スイスによる留保

サービス及びサービス提供者に関する最恵国待遇について、通信サービス等の分野において留保を行っている。また、サービス及びサービス提供者に関する市場アクセスについて、建設作業等の分野において留保を行っている。さらに、サービス及びサービス提供者に関する内国民待遇について、商業サービス等の分野において留保を行っている。

- (4) サービスの国内規制に関する規律について定める。(附属書四)
- (5) サービス提供者の資格の承認について定める。(附属書五)
- (6) 金融サービスに関する第六章の補足規定について定める。(附属書六)
- (7) 電気通信サービスに関する第六章の補足規定について定める。(附属書七)
- (8) 各締約国が自然人の移動について行う特定の約束について定める。(附属書八)

これらの概要は次のとおりである。

イ 我が国による特定の約束

スイスの自然人であって、短期の商用訪問者、企業内転勤者、投資家、自由職業サービスに従事する者及び我が国にある公私の機関との個人的な契約に基づき高度の水準の技術又は知識を必要とする事業活動に従事する者であるものについて、入国及び一時的な滞在を約束する。

ロ スイスによる特定の約束

サービス分野においては、我が国の自然人であって、企業内転勤者、短期の商用訪問者、サービスの販売契約の締結に従事する者、契約に基づくサービス提供者並びに設置及び保守のサービス提供者であるものについて、入国及び一時的な滞在を約束する。また、非サービス分野においては、我が国の自然人であって、企業内転勤者、業務上の拠点の設立に責任を負う短期の商用訪問者、物品の販売契約の締結に従事する者であるものについて、入国及び一時的な滞在を約束する。

- (9) 各締約国の投資に係る留保について定める。(附属書九)

これらの概要は、次のとおりである。

イ 我が国による現行の措置に関する留保

投資財産の設立、取得、拡張、経営、管理、運営等に関し、内国民待遇を金融業、熱供給業、情報通信業、製造業、船舶の国籍に関する事項、鉱業、石油業、農林水産業、警備業、運輸業、上水道業について留保しているほか、最恵国待遇を航空運送業、貨物利用運送事業、水運業において留保している。また、都道府県以外の地方政府に関するすべての分野について内国民待遇、最恵国待遇を留保し、特定措置の履行を要求しないことを留保している。

ロ 我が国による将来の措置に関する留保

投資財産の設立、取得、拡張、経営、管理、運営等に関し、内国民待遇について、公的企業の持分の移転、指定企業又は政府機関に制限されている電報・郵便等のサービス、補助金、航空宇宙業、武器・火薬産業、エネルギー産業、漁業、情報通信業、土地の取得、法の執行及び矯正に係るサービス並びに社会事業サービスの分野において、将来の措置に関する留保をしているほか、最恵国待遇について、補助金、漁業、土地の取得、法の執行及び矯正に係るサービス並びに社会事業サービスの分野において、将来の措置に関する留保を行っている。

ハ スイスによる現行の措置に関する留保

投資財産の設立、取得、拡張、経営、管理、運営等に関する内国民待遇を会社設立に関する居住要件、土地不動産の所有要件、原油の探査・開発、原子力発電、水力発電、燃料パイプライン、地方政府に関するすべての分野において留保しているほか、最恵国待遇を原子力発電、地方政府に関するすべての分野において留保している。

ニ スイスによる将来の措置に関する留保

投資財産の設立、取得、拡張、経営、管理、運営等に関する内国民待遇について、将来の非適合措置を採用するすべての分野（ただし、本協定における約束の全体水準に影響を与えない範囲）、国有企業等の持分の移転の分野において、将来の措置に関する留保を行っているほか、最恵国待遇について、将来の非適合措置を採用するすべての分野において、将来の措置に関する留保を行っている。

(10) 各締約国によりそれぞれ地理的表示として保護されている表示を掲げる。（附属書十）

両締約国政府が協定を実施するための詳細及び手続を定める。

三 協定の実施のための国内措置

この協定を実施するため、「経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律の一部を改正する法律案」が今次国会に提出されることとなっている。なお、この協定を実施するための特別な予算措置は、必要としない。